

中央省庁等改革による共済組合の設立に伴う組合員証等の交付等について

平成13年 1月 9日 財計第 14号  
財務大臣から関係各共済組合代表  
者あて通知

改正 平成15年 3月31日財計第944号

標記のことについて、別紙のとおり実施することとしたので通知する。

各財務局長  
福岡財務支局長  
沖縄総合事務局長  
厚生省保険局長  
日本医師会会長 殿  
日本歯科医師会会長  
日本薬剤師会会長  
社会保険診療報酬支払基金理事長  
日本柔道整復師会会長

財務省主計局長

中央省庁等改革による共済組合の設立に伴う組合員証等の交付等について  
標記のことについて、別添のとおり各共済組合代表者及び各関係団体に通知したの  
で了知されたい。

(組合員証等を新たに交付する共済組合)

内閣、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省及び防  
衛庁の各共済組合

附 則 (平成15年3月31日財計944号)

この改正は、平成15年4月1日から適用する。

(別紙)

中央省庁等改革による共済組合の設立に伴う組合員証等の交付等について

国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。)第92条第1項(第95条第4項、第105条の4第8項及び第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく共済組合員証、遠隔地被扶養者証、特定疾病療養受療証、船員組合員証及び船員被扶養者証(以下「組合員証等」という。)の中央省庁等改革による共済組合の設立に伴う組合員証等の交付は下記の1から7までにより、施行規則第99条の3第4項の規定に基づく標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」という。)の中央省庁等改革による共済組合の設立に伴う組合員証等の交付は下記の1から7までにより、施行規則第99条の3第4項の規定に基づく標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」という。)の交付は下記の8から10までにより、実施するものとする。

(組合員証等に記載するコード番号について)

1 中央省庁等改革による共済組合の設立に伴い、組合員に新たに交付する組合員証等の「発行機関」の「組合(保険者)番号、名称及び印」欄に記入する組合(

保険者)番号は、同欄の名称及び印の上部余白の中央に昭和49年7月25日付蔵計第2419号通達「共済組合員証等の更新について」別表に定める組合のコード番号を記入すること。

(コード番号の記入について)

- 2 上記1により記入するコード番号は、次の枠内にゴシック体で記入すること。

40mm			
8mm			
管 掌 番 号	都 道 府 県 番 号	保 険 者 番 号	検 証 番 号

(新たに交付する組合員証等の交付年月日等について)

- 3 新たに交付する組合員証等の交付年月日は、平成13年1月6日とし、有効期限は平成17年9月30日とする。ただし、任意継続組合員で同日前に任意継続組合員の資格を喪失する日が到来する者に係る組合員証の有効期限は当該任意継続組合員の資格を喪失する日の前日とする。

(組合員証等の回収について)

- 4 原則として、新たに交付する組合員証等の交付と引き換えに、旧組合から交付されている組合員証等を回収することとする。

(組合員証等の紙質について)

- 5 組合員証の紙質は、色上質特厚口水彩とする。

(見本略)

- 6 削除

- 7 新たに交付する組合員証等の用紙にあらかじめ支部の住所、名称及び支部長印の印影を印刷することについては、差し支えない。なお、その取扱いにあたっては在庫管理等を厳格に行うこと。

(新たに交付する減額認定証の交付年月日等について)

- 8 新たに交付する減額認定証の交付年月日は、平成13年1月6日とし、有効期限は旧組合の減額認定証に記載されている有効期限と同一とする。

(減額認定証の紙質について)

- 9 減額認定証の紙質は、前記5と同様とする。

(減額認定証の印影の印刷について)

- 10 新たに交付する減額認定証の用紙にあらかじめ支部の住所、名称及び支部長印の印影を印刷することについては、差し支えない。なお、その取扱いにあたっては在庫管理等を厳格に行うこと。

附 則 (平成13年1月9日財計第14号)

この通達は、平成13年1月6日から施行する。